

I 研究の趣旨及び目的

1. 研究の趣旨

平成 18 年 4 月の学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、自閉症と情緒障害が分けられるとともに、新たに LD、ADHD が通級の対象となった。留意事項として、担当する教員の力量がある場合は、指導の類似性から複数の障害種に対応することができるとしている。それを受けて、各地方自治体では、新たに LD、ADHD を対象とした通級指導教室を立ち上げたところもあれば、既存の言語障害、情緒障害の通級指導教室の対象の枠を拡げて、LD、ADHD に対応しているところもある。また、発達障害のある子どもについては、これまでも言語障害もしくは情緒障害の通級指導教室において指導が行われていた経緯がある。

文部科学省の平成 21 年度通級による指導実施状況調査では、通級による指導を受けている児童生徒数が、平成 19 年度の 45,240 名から平成 21 年度の 54,021 名と 2 年間で 8,781 名増となり、全体として増加の傾向が続いている（平成 21 年度：小学校 3,613 名増、中学校 723 名増。平成 20 年度：小学校 3,878 名増、中学校 567 名増）。中学校の増加数は過去最大であるとした。それを受けて、通級指導教室を設置している学校数も、過去 3 年間で約 20%（平成 19 年度：2,033 校、20 年度：2,263 校、21 年度：2,440 校）増加している。

小・中学校において、通級による指導を受けている児童生徒数は、54,000 人を超えている。その内訳は小学校が約 93%、中学校はわずかに約 6% である。また、言語障害が全体の 56%（平成 19 年度：65%）を占めており、通級による指導は言語障害通級指導教室を中心に、そのほとんどが小学生を対象に実施されている現状にある。しかし、平成 18 年度から通級による指導の対象となった、自閉症（約 15%）、学習障害（約 9%）、注意欠陥多動性障害（約 7%）と増加傾向にある。

それぞれ通級による指導には、障害の特性に応じた指導により、在籍学級での適応状態を改善していくことや、学力保障とともに失っている自信や意欲の回復、学級担任や保護者への支援等が期待されている。さらに、通級指導教室がすべての学校に設置されていないことを考えれば、これからは地域の専門的な相談機関としての役割も担うことが期待される。

通級による指導では、週または月の限られた時間に在籍学級を離れ特別な指導を受けるが、この形は他の特別支援学校や特別支援学級の教育形態とも異なり、新しく担当となった者にとっては、教育課程の編成や学級経営そのものについても大きな課題となる。また、言語障害や情緒障害の通級指導教室において発達障害の指導を担当してきたベテラン教員にとっても、LD、ADHD 等の特性に応じた指導内容、教育課程の編成については戸惑いがあり、在籍学級での教科指導への支援は、試行錯誤の状況にあることを多く耳にする。地域に参考となる先進校は少ないため、担当者への情報提供は全国規模で考えていかなければならない。

通常の学級に在籍し、通級指導教室で定期的に指導を受ける児童生徒にとって、通級指導教室での指導が通常の学級での指導にどのように活かされているのかについてのエビデンスは十分得られていない（笹森 2009）。

2. 研究の目的

本研究では、より良い実践を重ねている現場を調査することで、発達障害のある児童生徒を対象とする通級指導教室における現状を把握し、今後の課題解決のための方策を立案することを目的としている。

また、通級指導教室での指導は、通常の学級へ連続性を持ち、円滑な連携のもとで活かされるものでなければならない。しかし、そこには、教師の専門性や通級指導教室や通常の学級の運営などの諸条件が整っていることが前提となる。

そこで、本研究では、通級指導教室における指導が通常の学級での指導にどのように活かされ、指導の連続性、通級指導教室と通常の学級の運営についての効果的な内容や方法を明らかにすることを目的としている。